

令和8年2月10日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会 } 関係者 各位  
岩国市地域公共交通会議

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会  
会長 杉 岡 匡

岩国市地域公共交通会議  
会長 杉 岡 匡

令和7年度第5回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会・令和7年度第5回岩国市地域公共交通会議の合同開催について（書面開催）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る2月9日に開催予定としていました標記会議については、急遽中止となり皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。

本来であれば、下記の議題について再度会議を開催して皆様にお諮りするべきではありますが、各議題におけるスケジュール等を勘案した場合、会議日程の再設定が困難であることから、大変申し訳ございませんが、書面による開催とさせていただきます。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしく願いいたします。

## 記

### 1 協議事項

- (1) 令和8年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画（案）及び予算（案）について

資料. 1

令和8年度の事業計画（案）として、「1.公共交通の利用促進」の施策として5つの事業実施、「2.公共交通教室の開催」、「3.地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の申請に係る計画作成と事業評価、「4.鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に係る生活交通改善事業計画の作成及び事業評価（錦川鉄道株）、「5.岩国市地域公共交通計画の評価・検証」の5事業を予定しております。

また、予算（案）については歳入・歳出が12,003千円となる予定です。

これらの（案）について委員にお諮りするものです。

(2) 岩国市地域公共交通計画の評価について

資料. 2

令和5年3月に策定した当計画の目標を実現するために、評価指標として「市民一人あたりの鉄道・バス等年間利用回数」を掲げております。

この評価指標について、現時点での達成状況等を評価し、中間目標値（R8）を達成している項目については、「達成状況・分析」欄に“○”を表示し、未達成の項目については“▲”で表示しています。

このことについて委員にお諮りするものです。

(3) 令和7年度補正 錦川鉄道生活交通改善事業計画について

資料. 3

昨年2月の再生法協議会にて合意いただきました当計画のうち、令和8年度の整備事業として予定しておりました68,590千円分の事業について、国から令和7年度の補正予算で対応するよう指示があったため、繰り上げて整備を行うこととします。

このことについて委員にお諮りするものです。

(4) 岩国市過疎地域乗合バス（持ヶ峠線）の一部路線廃止について

資料. 4

当路線は毎週水・金曜日の1日1往復で岩国市小瀬地区を出発し阿品地区、錦帯橋を經由し岩国駅までを運行するバス路線となっています。

当路線の出発地である小瀬地区につきましては、令和4年10月から乗合タクシー「よべるん」が運行しており、近年では「よべるん」の利用が増え、過疎地域乗合バスの利用が著しく減少しております。

こうしたことから、利用が少なくなった小瀬地区を運行する路線を廃止することについて、委員にお諮りするものです。

なお、路線の一部廃止にあたっては、地元自治会の了承は得ています。

(5) 地域内フィーダー系統確保維持計画（R8～R10）の変更届出について

資料. 5

議題4の持ヶ峠線については、国における「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けて運行していることから、毎年5月に開催する当協議会において、国の補助金申請にかかる当路線の運行計画の審議及びご承認をいただいております。

この度の一部路線廃止に伴い、計画の変更届を提出する必要が生じることから、委

員にお諮りするものです。

(6) 「由宇地区バス」における移動円滑化基準適用除外自動車の運行について

資料. 6

令和8年4月1日から、由宇地区バスの笠塚線及び相地線の一部の便について、防長交通株式会社から有限会社富士タクシーへ移行するにあたり、富士タクシーでは、当該路線を10人乗りの車両で運行する予定です。

交通事業者が乗合バスを運行するにあたり、新たな車両を導入する場合は、バリアフリー設備（スロープ、車いすスペースなど）などが整った車両の導入が義務付けられていますが、23人乗り以下の小型の車両で運行する場合などにあっては、運行事業者が地方運輸局に申請し、認定を受けることで、こうした設備を装備しない車両でも運行が可能となります。

この度導入する車両については、構造上、バリアフリー法基準適合車両への適合が困難で状況ですので、富士タクシーでは、移動円滑化基準の適用除外の認定申請を行う予定ですが、当申請を行うにあたり交通会議での合意が必要となることから、委員にお諮りするものです。

(7) 「岩国駅～スパ・サンライズ線」における運行事業者の追加について

資料. 7

岩国駅と岩国市が運営する温浴施設「スパ・サンライズ」間を運行するバス路線について、「スパ・サンライズ」のオープン当初からいわくにバス株式会社が市の委託を受けて運行しておりましたが、昨今のバス運転手不足等により、運行できても週に1回1往復程度との意向があったことから、市では令和8年4月1日から運行委託先を「いわくにバス」から「岩国駅構内タクシー」に変更するため、委員にお諮りするものです。

事業者変更にあわせて、近年における当路線の利用状況（1便あたり約0.9人）から、バス車両のサイズを現在の70人乗りから9人乗りへ変更するほか、運行日数を現在の週6日、1日3往復から週4日、1日1.5往復とし、運行ルートも利用実績がほとんどないバス停（昭和町、元町二丁目バス停）を除いた効率的な運行ルートに変更します。

(8) 「岩国駅～スパ・サンライズ線」における移動円滑化基準適用除外自動車の運行について

資料. 8

議題7でお諮りした「岩国駅～SPA・サンライズ線」で岩国駅構内タクシーが運行に使用する車両について、当該車両が構造上、バリアフリー法基準適合車両への適合が困難であることから、移動円滑化基準の適用除外の認定申請を行うために交通会議での合意が必要となることから、委員にお諮りするものです。

(9) 日米親善デーにおける輸送体制について

資料. 9

今年の5月3日に開催される「日米親善デー（フレンドシップデー）」は毎年10万人以上の来場者があるイベントで、近隣の路線バス事業者だけではシャトルバスの運行をまかないきれないことから、貸切バス事業者である「岩国観光バス株式会社」にもシャトルバスの運行をしていただきたいと考えております。そのためには、当交通会議の承認を得たのち、国の許可を得る必要があるため、委員にお諮りするものです。

運行事業者は「いわくにバス株式会社」「岩国観光バス株式会社」「防長交通株式会社」の三社で車両台数は40台程度、運行経路と運行時間帯については例年同様としております。

なお、運賃の支払い方法については例年から変更することを予定しており、運送約款変更の認可が国から下りることが前提にはなりますが、全車での完全キャッシュレス化を実施する予定としております。

(10) 生活交通バス「毛明線」の路線変更について

資料. 10

岩国市生活交通バス（自家用有償旅客運送）路線のうち、周東地域で運行している毛明線では、近年、路線全体の利用者数が著しく減少しており、全く利用のないバス停が複数存在しています。

このようなことから、この度、利便性の向上と運行の効率化を図ることを目的に、これらのバス停を廃止するとともに、JR岩徳線との接続性を高めるべく路線および時刻表の見直しを行ふことに関し、委員にお諮りするものです。

また、この度の路線変更に伴い、令和8年4月1日から路線名を「檜余地線」として運行する予定としています。

なお、路線の一部廃止にあたっては、地元自治会の了承は得ています。

(11) 生活交通バス「美和病院線（根木ノ骨方面線）」の路線変更について

資料. 11

岩国市生活交通バス（自家用有償旅客運送）路線のうち、美和地域で運行している

根木ノ骨方面線について、現在根木ノ骨バス停が設置されている付近は空き家が増えて利用者がおらず、現在利用していただいている方の家からはバス停まで距離がある状況です。

このようなことから、この度、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、路線の新設及びバス停の位置を変更することについて、委員にお諮りするものです。

2 協議方法  
書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和8年2月20日（金）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp